

研修体制

国が行う研修・訓練

先遣隊研修

対象

都道府県等から登録申出があった先遣隊機関

内容

各対象に必要となる講義、ロジスティクス、災害机上演習 等



統括者等研修

対象

・都道府県等により任命されているDPAT統括者
・都道府県等の災害精神保健医療担当者



技能維持研修 ※平成30年度より開始

対象

先遣隊隊員等



実働訓練

目的

習得した知識・技術に関係機関との合同訓練の中で実践し、平時から他機関との関係性を構築する

▶大規模地震時医療活動訓練(内閣府主催)等

都道府県等が行う研修

都道府県等は上記「統括者等研修」に定期的に参加した上で、当該都道府県等DPATの構成員に対して研修を行う



DPATについてのお問合せ窓口

国が行う研修・訓練について

DPAT事務局
TEL:03-6453-7513
E-mail:office@dpat.jp
HP: <http://www.dpat.jp/>

都道府県等が行うDPAT研修について

都道府県等の
精神保健医療担当課

災害派遣精神医療チーム Disaster Psychiatric Assistance Team

DPAT



厚生労働省が平成25年度にDPAT活動要領を定め(平成29年5月改正)、都道府県等でDPAT体制整備が進められています。

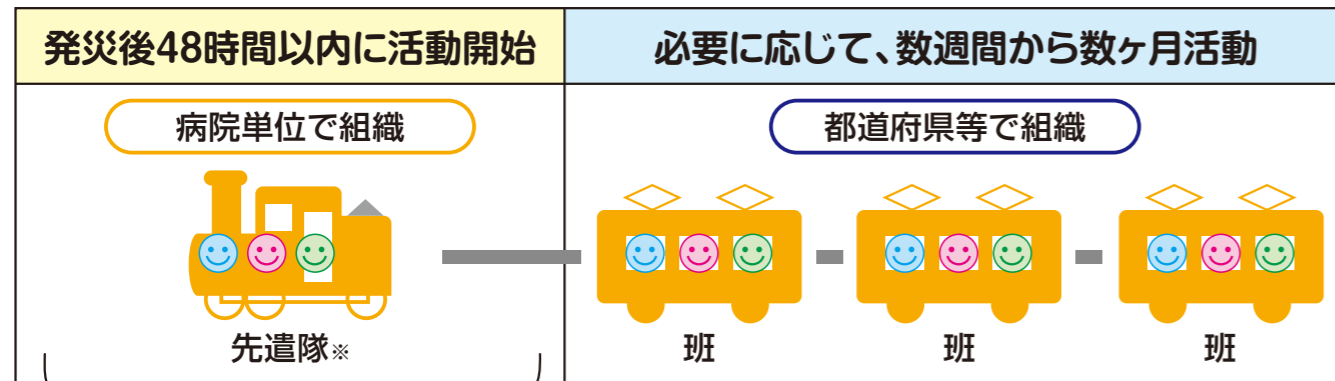


厚生労働省委託事業 DPAT事務局
平成30年3月

DPAT とは?

自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの
集団災害の後、被災地域に入り、
**精神科医療および精神保健活動の支援を行う
専門的なチーム。**

DPATの構造



<主な機能>

- ・医療機関の支援
- ・ニーズアセスメント

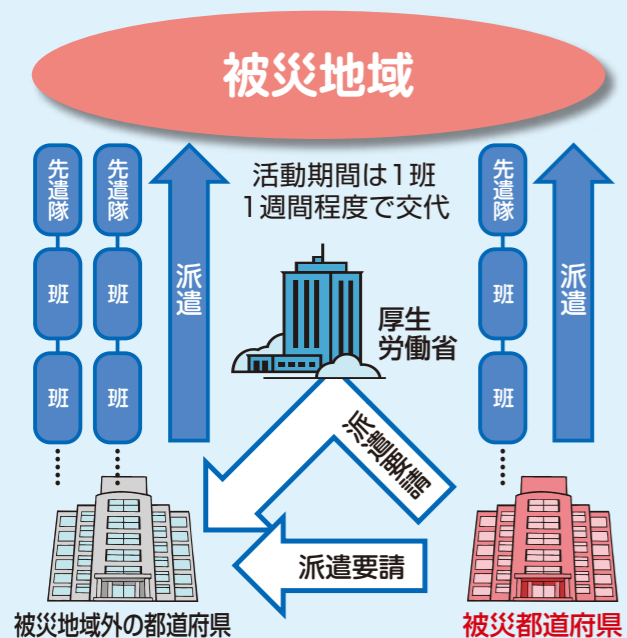
DPATは、
😊精神科医 🌸看護師 🌿業務調整員を
含めた数名で構成します。

※都道府県等が先遣隊機関として事務局へ登録する。詳しくはDPAT活動要領参照。

派遣の流れ

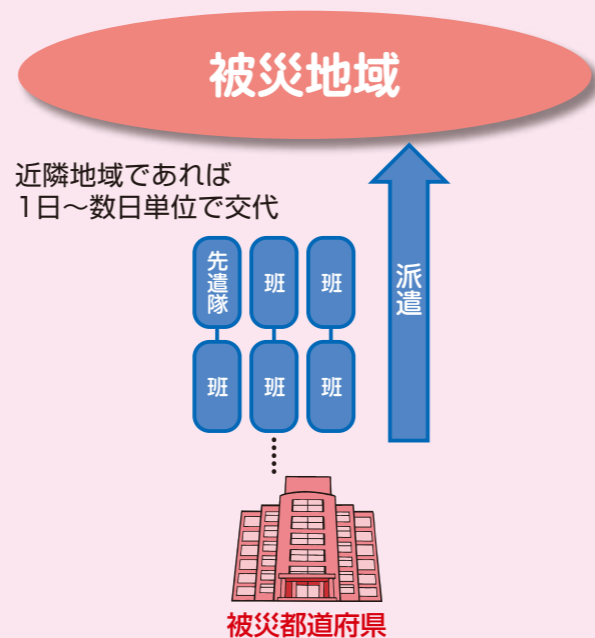
<大規模災害>

被災都道府県だけでは対応できない場合、直接あるいは国を通して被災地域外の都道府県に派遣要請を行い、派遣が行われる。



<局所災害>

被災都道府県内で対応可能な場合、被災都道府県から被災地域へ必要数の班が派遣される。



活動内容

<主な活動>

- ・本部活動
- ・情報収集とニーズアセスメント、情報発信
- ・被災地での精神科医療の提供
- ・被災地での精神保健活動への専門的支援
- ・被災した医療機関への専門的支援(患者避難への支援を含む)
- ・支援者(地域の医療従事者、救急隊員、自治体職員等)への専門的支援 等



上記活動を行いつつ、心理・社会的支援活動との連携や医療的バックアップも行います。

DPATの活動時期と主な連携体制

フェーズ/ 機能	発災～48時間	～1週間程度	～1ヶ月程度	～3ヶ月程度	3ヶ月程度～
救急/ 一般医療	DMAT	医療救護班 (日赤救護班・JMAT等)		被災地域の医療機関	
精神医療		連携	DPAT (先遣隊)	被災地域の 精神科医療機関	
保健 公衆衛生		連携	日赤こころの ケア班等	つなぎ	被災地域の 保健所・精神保健福祉センター

DPATは発災直後から中長期に渡り、様々な関係組織と連携しながら活動します。最終的には被災地域の支援者に対して、支援活動等の引き継ぎを段階的に行い、活動を終結させます。